

○砂川市都市計画審議会条例

昭和60年9月28日条例第23号

改正

平成3年5月20日条例第13号  
平成6年3月23日条例第12号  
平成7年6月23日条例第14号  
平成10年3月30日条例第5号  
平成12年3月31日条例第10号  
平成16年3月24日条例第2号  
平成17年12月22日条例第36号

砂川市都市計画審議会条例

砂川市都市計画審議会条例（昭和48年条例第22号）の全部を次のように改正する。

（設置）

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、砂川市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する委員をもって組織する。

- （1） 市議会議員 3人以内
- （2） 学識経験者 5人以内
- （3） 関係行政機関の職員又は市内に住所を有する者のうち市長が適当と認めるもの 2人以内

2 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 市長は、特別の事由があるときは、任期中であっても委員を解任することができる。

（臨時委員及び専門委員）

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは臨時委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験者、関係行政機関の職員又は当該特別の事項につき密接な関係のある機関の職員のうちから、専門委員は、学識経験者又は関係行政機関の職員のうちから、それぞれ市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当

該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、建設部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（平成3年5月20日条例第13号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月23日条例第12号抄）

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年6月23日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月30日条例第5号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第10号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成16年3月24日条例第2号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月22日条例第36号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。